

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

完全支配関係にある親子会社間でのリース取引を行った場合の譲渡損益の計上

《内容》

A社は、100%子会社であるB社とリース契約を締結し、精密加工機械の貸付けを行っています。

なお、このリースは、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当しますので、今期の決算に際し、A社及びB社は当該精密加工機械の引渡し時に売買があったものとして処理しますが、A社は、完全支配関係にあるB社間との取引における譲渡損益調整資産の譲渡を行った場合の譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の課税の繰延措置の適用を受けるのではないかと考えています。今回の精密加工機械のリース取引についても、譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の課税の繰延措置の適用対象の譲渡に該当することになるのでしょうか。

『答』

今回の精密加工機械のリース取引については、完全支配関係にある親子会社間の譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の課税の繰延措置の適用対象の譲渡に該当することになります。

(解説)

- 1 法人がその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの）をその法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に譲渡した場合には、この譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額をその譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入することにより、その譲渡損益を繰り延べることとなります（法法61の13①）。
- 2 また、内国法人がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産の賃貸人から賃借人への引渡し時にリース資産の売買があったものとして、賃貸人及び賃借人は各事業年度の所得の金額を計算することとなります（法法64の2②）。すなわち、ご質問のケースにおいては、A社（賃借人）は、その時点で精密加工機械のリース資産の譲渡をしたものとして譲渡損益を計上することとなります。
- 3 上記1のとおり、完全支配関係がある法人の間で譲渡損益調整資産の譲渡がされた場合にはその譲渡損益に係る課税を繰り延べることとなりますが、この譲渡損益に係る課税の繰延措置においては、「譲渡」に関しての特段の制限が設けられていませんので、上記2のリー

ス資産の売買があったものとされる場合も、この「譲渡」に該当することとなります。

したがって、A社がB社との間で行った精密加工機械のリース取引についても、その精密加工機械が譲渡損益調整資産に該当する場合には、その譲渡に係る譲渡損益について繰り延べることとなります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。